

## 住民基本台帳ネットワークに関する特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の概要

※ 下線部 → 令和2（2020）年5月25日公表版をベースに見直しを行った主な箇所

|   |  |
|---|--|
| ○ | <p>主な見直し内容</p> <p>I 基本情報 (p3~9)、II 特定個人情報ファイルの概要 (p10~26)、III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (p27~44)において、令和元（2019）年5月に公布された改正住基法等に基づく「附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」を追加</p> |
|---|--|

| 表紙 保護の宣言 (p1)             |   |        |    |           |  |         |                         |           |  |             |  |                    |   |              |  |              |  |
|---------------------------|---|--------|----|-----------|--|---------|-------------------------|-----------|--|-------------|--|--------------------|---|--------------|--|--------------|--|
|                           | <p>◎記載の視点</p> <p>I ~ VIの記載の結果、評価対象の事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えるおそれのあるリスクを認識し、想定されるリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言</p>   |        |    |           |  |         |                         |           |  |             |  |                    |   |              |  |              |  |
| I 基本情報 (p3~9)             |   |        |    |           |  |         |                         |           |  |             |  |                    |   |              |  |              |  |
|                           | <p>◎記載の視点</p> <p>評価対象の事務の全体像を把握するために、評価対象となる事務の内容及び当該事務の流れについて具体的に記載</p>  |        |    |           |  |         |                         |           |  |             |  |                    |   |              |  |              |  |
|                           | <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">主な記載項目</th> <th style="width: 50%;">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務の名称（内容）</td> <td>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務<br/>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務</td> </tr> <tr> <td>システムの名称</td> <td>住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）</td> </tr> <tr> <td>取り扱うファイル名</td> <td>1. 都道府県知事保存本人確認情報ファイル<br/>2. 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル</td> </tr> <tr> <td>ファイルを取り扱う理由</td> <td>全地方公共団体で、本人確認情報及び附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理するため</td> </tr> <tr> <td>情報提供ネットワークシステムとの接続</td> <td>接続しない</td> </tr> <tr> <td>利用上の根拠法令</td> <td>住基法</td> </tr> <tr> <td>担当部署</td> <td>栃木県総合政策部市町村課</td> </tr> </tbody> </table>  | 主な記載項目 | 概要 | 事務の名称（内容） | 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務<br>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務   | システムの名称 | 住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット） | 取り扱うファイル名 | 1. 都道府県知事保存本人確認情報ファイル<br>2. 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル   | ファイルを取り扱う理由 | 全地方公共団体で、本人確認情報及び附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理するため                              | 情報提供ネットワークシステムとの接続 | 接続しない   | 利用上の根拠法令     | 住基法  | 担当部署         | 栃木県総合政策部市町村課   |
| 主な記載項目                    | 概要  |        |    |           |  |         |                         |           |  |             |  |                    |   |              |  |              |  |
| 事務の名称（内容）                 | 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務<br>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務  |        |    |           |  |         |                         |           |  |             |  |                    |   |              |  |              |  |
| システムの名称                   | 住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）   |        |    |           |  |         |                         |           |  |             |  |                    |   |              |  |              |  |
| 取り扱うファイル名                 | 1. 都道府県知事保存本人確認情報ファイル<br>2. 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル  |        |    |           |  |         |                         |           |  |             |  |                    |   |              |  |              |  |
| ファイルを取り扱う理由               | 全地方公共団体で、本人確認情報及び附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理するため   |        |    |           |  |         |                         |           |  |             |  |                    |   |              |  |              |  |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続        | 接続しない   |        |    |           |  |         |                         |           |  |             |  |                    |   |              |  |              |  |
| 利用上の根拠法令                  | 住基法   |        |    |           |  |         |                         |           |  |             |  |                    |   |              |  |              |  |
| 担当部署                      | 栃木県総合政策部市町村課  |        |    |           |  |         |                         |           |  |             |  |                    |   |              |  |              |  |
| II 特定個人情報ファイルの概要 (p10~26) |   |        |    |           |  |         |                         |           |  |             |  |                    |   |              |  |              |  |
|                           | <p>◎記載の視点</p> <p>評価対象の事務において取り扱う特定個人情報ファイルの内容と、その取扱いプロセスについて具体的に記載</p>  |        |    |           |  |         |                         |           |  |             |  |                    |   |              |  |              |  |
|                           | <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">主な記載項目</th> <th style="width: 50%;">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ファイルの内容</td> <td>1. 都道府県知事保存本人確認情報ファイル<br/>個人番号、4情報その他住民票関係情報を記録<br/>2. 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル<br/>4情報、その他戸籍の附票関係情報（戸籍の表示に係る情報（本籍及び筆頭者の氏名）は含まない）を記録<br/><u>※国外転出者に係る事務処理に関し、自都道府県の他の執行機関等からの求めに応じ、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合あり</u></td> </tr> <tr> <td>取扱いプロセス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定個人情報の入手</td> <td>1. 都道府県知事保存本人確認情報ファイル<br/>住基法第30条の6の規定に基づき、市町村から住基ネットを通じて入手<br/>2. 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル<br/>住基法第30条の41の規定に基づき、市町村から住基ネットを通じて入手<br/><u>※住基法第30条の44の6第3項の規定に基づき、自都道府県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合あり</u></td> </tr> <tr> <td>特定個人情報の使用</td> <td>特定個人情報は全地方公共団体で、本人確認情報及び附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理するため、住基法及び番号法に規定する事務のために使用</td> </tr> <tr> <td>ファイル取扱いの委託</td> <td>都道府県サーバ及び附票都道府県サーバの運用監視及び届が設置する端末・ファイアウォールの運用保守について委託</td> </tr> <tr> <td>特定個人情報の提供・移転</td> <td>住基法及び番号法の規定に基づき、提供又は移転を実施。<br/>1. 都道府県知事保存本人確認情報ファイル：提供先3件 移転先1件<br/>2. 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル：提供先1件 移転先1件</td> </tr> <tr> <td>特定個人情報の保管・消去</td> <td>・ 特定個人情報は施錠管理、入退出管理を行っている部屋に、法令で定められた期間保存<br/>1. 都道府県知事保存本人確認情報ファイル：保管期間(150年間)の経過した情報はシステムにより自動消去<br/>2. 附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供・移転される個人番号：一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去</td> </tr> </tbody> </table> | 主な記載項目 | 概要 | ファイルの内容   | 1. 都道府県知事保存本人確認情報ファイル<br>個人番号、4情報その他住民票関係情報を記録<br>2. 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル<br>4情報、その他戸籍の附票関係情報（戸籍の表示に係る情報（本籍及び筆頭者の氏名）は含まない）を記録<br><u>※国外転出者に係る事務処理に関し、自都道府県の他の執行機関等からの求めに応じ、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合あり</u> | 取扱いプロセス |                         | 特定個人情報の入手 | 1. 都道府県知事保存本人確認情報ファイル<br>住基法第30条の6の規定に基づき、市町村から住基ネットを通じて入手<br>2. 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル<br>住基法第30条の41の規定に基づき、市町村から住基ネットを通じて入手<br><u>※住基法第30条の44の6第3項の規定に基づき、自都道府県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合あり</u> | 特定個人情報の使用   | 特定個人情報は全地方公共団体で、本人確認情報及び附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理するため、住基法及び番号法に規定する事務のために使用 | ファイル取扱いの委託         | 都道府県サーバ及び附票都道府県サーバの運用監視及び届が設置する端末・ファイアウォールの運用保守について委託 | 特定個人情報の提供・移転 | 住基法及び番号法の規定に基づき、提供又は移転を実施。<br>1. 都道府県知事保存本人確認情報ファイル：提供先3件 移転先1件<br>2. 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル：提供先1件 移転先1件 | 特定個人情報の保管・消去 | ・ 特定個人情報は施錠管理、入退出管理を行っている部屋に、法令で定められた期間保存<br>1. 都道府県知事保存本人確認情報ファイル：保管期間(150年間)の経過した情報はシステムにより自動消去<br>2. 附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供・移転される個人番号：一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去 |
| 主な記載項目                    | 概要  |        |    |           |  |         |                         |           |  |             |  |                    |   |              |  |              |  |
| ファイルの内容                   | 1. 都道府県知事保存本人確認情報ファイル<br>個人番号、4情報その他住民票関係情報を記録<br>2. 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル<br>4情報、その他戸籍の附票関係情報（戸籍の表示に係る情報（本籍及び筆頭者の氏名）は含まない）を記録<br><u>※国外転出者に係る事務処理に関し、自都道府県の他の執行機関等からの求めに応じ、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合あり</u>  |        |    |           |  |         |                         |           |  |             |  |                    |   |              |  |              |  |
| 取扱いプロセス                   |   |        |    |           |  |         |                         |           |  |             |  |                    |   |              |  |              |  |
| 特定個人情報の入手                 | 1. 都道府県知事保存本人確認情報ファイル<br>住基法第30条の6の規定に基づき、市町村から住基ネットを通じて入手<br>2. 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル<br>住基法第30条の41の規定に基づき、市町村から住基ネットを通じて入手<br><u>※住基法第30条の44の6第3項の規定に基づき、自都道府県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合あり</u>  |        |    |           |  |         |                         |           |  |             |  |                    |   |              |  |              |  |
| 特定個人情報の使用                 | 特定個人情報は全地方公共団体で、本人確認情報及び附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理するため、住基法及び番号法に規定する事務のために使用  |        |    |           |  |         |                         |           |  |             |  |                    |   |              |  |              |  |
| ファイル取扱いの委託                | 都道府県サーバ及び附票都道府県サーバの運用監視及び届が設置する端末・ファイアウォールの運用保守について委託   |        |    |           |  |         |                         |           |  |             |  |                    |   |              |  |              |  |
| 特定個人情報の提供・移転              | 住基法及び番号法の規定に基づき、提供又は移転を実施。<br>1. 都道府県知事保存本人確認情報ファイル：提供先3件 移転先1件<br>2. 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル：提供先1件 移転先1件  |        |    |           |  |         |                         |           |  |             |  |                    |   |              |  |              |  |
| 特定個人情報の保管・消去              | ・ 特定個人情報は施錠管理、入退出管理を行っている部屋に、法令で定められた期間保存<br>1. 都道府県知事保存本人確認情報ファイル：保管期間(150年間)の経過した情報はシステムにより自動消去<br>2. 附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供・移転される個人番号：一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去  |        |    |           |  |         |                         |           |  |             |  |                    |   |              |  |              |  |

**Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (p27～44)**

| <p>◎記載の視点<br/>                 評価対象の事務における特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定されるリスクへの対策について、Ⅱの記載を踏まえ、評価書に例示されている各リスクに法令上、システム上及び運用上どのように対応しているかを具体的に確認することで、十分なリスク対策が実施されているかを評価</p> |  |
|---|--|
| 主な記載項目  | 概要   |
| <p>特定個人情報の入手<br/>                 (目的外の入手、不適切な方法の入手、不正確な情報の入手、入手の際の情報漏えい・紛失等のリスク)</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>情報の入手手段は住基法に基づく市町村からの住基ネットによる通知に限定</li> <li>情報の正確性、真正性は市町村における窓口業務の際に本人確認を厳格に行う等により確認</li> </ul>  |
| <p>特定個人情報の使用<br/>                 (目的を越えた紐付け、権限のない者の不正使用、事務外の使用、情報の不正な複製等のリスク)</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>情報を使用するための端末については、使用者を静脈による生体認証等により確認</li> <li>端末の操作権限は業務に必要な限度で付与し、人事異動による権限の失効</li> <li>システムの操作履歴を週に一度確認</li> </ul>                           |
| <p>ファイル取扱いの委託<br/>                 (不正な入手・使用・提供・保管・消去等のリスク)</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>契約書等に個人情報の取扱いに関する措置を規定</li> <li>委託業務に従事する者にはシステム設計上、都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにアクセスする権限を付与せず</li> <li>システムの操作履歴を週に一度確認</li> </ul> |
| <p>特定個人情報の提供・移転<br/>                 (不正な提供・移転、不適切な方法の提供・移転、誤った情報の提供・移転のリスク)</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>情報の提供・移転記録はシステム上で管理し、現行システムが稼働している間は保存</li> <li>端末を使用するときは、端末使用簿に利用日時、照会者の所属、氏名等を記載するほか、照会結果を印刷したときは帳票管理簿に出力した帳票の種類、枚数等を記載</li> </ul>           |
| <p>特定個人情報の保管・消去<br/>                 (情報の漏えい等、古い情報のまま更新されない、情報が消去されない等のリスク)</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所の入退出管理等の物理的対策及びOSのセキュリティパッチの適用等の技術的対策を実施</li> <li>情報は住基ネットを通して自動的に更新</li> </ul>   |

**Ⅳ その他のリスク対策 (p45)**

| <p>◎記載の視点<br/>                 Ⅰ、Ⅱの記載内容が正確かどうか、Ⅲにおいて記載したリスク対策が実際に行われているかどうかについての確認方法及び事務従事者への教育内容について具体的に記載</p> |   |
|---|---|
| 主な記載項目  | 概要  |
| <p>自己点検・監査</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>情報セキュリティポリシーに基づいた自己点検の実施</li> <li>個人情報等の取扱いに関する規程に基づいた自己点検の実施</li> <li>評価書の記載内容について、職員が運用状況を確認し、自己点検を実施するとともに、内部監査を実施</li> </ul> |
| <p>従事者への教育・啓発</p>   | <p>年に一度、事務に関する知識の習得とセキュリティに関する意識の高揚を目的に研修を実施</p>  |
| <p>その他のリスク対策</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>自己点検・監査の結果を基に、適切なリスク対策が講じられているか検証</li> <li>特定個人情報の漏えい事案が発生した場合は、インシデント対応所属が原因究明等を実施</li> </ul>                                   |

**Ⅴ 開示請求、問合せ (p46)**

| <p>◎記載の視点<br/>                 特定個人情報の開示等の請求を行う場合の請求先等について具体的に記載</p> |   |
|--|---|
| 主な記載項目   | 概要  |
| <p>開示請求、問合せ</p>  | <p>〒320-8501栃木県宇都宮市塙田1-1-20栃木県庁本館8F<br/>                 栃木県総合政策部市町村課 管理担当 (028-623-2113)</p> |

**Ⅵ 評価実施手続 (p47)**

| <p>◎記載の視点<br/>                 評価手続について具体的に記載</p> |                                  |
|---|----------------------------------|
| 主な記載項目  | 概要                               |
| <p>しきい値判断結果</p>                                   | <p>基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付け</p>     |
| <p>住民の意見聴取</p>                                    | <p>栃木県パブリック・コメント制度実施要綱に基づき実施</p> |